2026 年 11 月 1 日
西武学園文理小学校

いじめ防止基本方針

第 1 章 いじめ防止についての基本的な考え方

1. 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害するだけでなく、心身の成長過程や人格形成において著しい影響を与えかねない重大な人権侵害である。その一方で、いじめはどの児童にも、被害者にも加害者にもなり得るものである。

こうした認識のもと、教職員が日頃の観察や丁寧な対話を通じて児童との信頼関係を深め、小さな変化や兆候を見過ごすことがないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

また、すべての児童がいじめを認識しながら傍観・放置することがないよう、いじめが相手の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童自身が十分に理解できるよう、日常的な指導を徹底しなければならない。

本校の校訓である「誠実・信頼・奉仕」の精神のもと、児童一人ひとりが誠実に他者を思いやり、信頼で結ばれた温かい関係性を基盤として、互いに助け合う奉仕の心を育むことで、いじめを絶対に許さない、誰もが大切にされる学校づくりを推進していく。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

- 個々の行為がいじめに該当するか否かは、表面的・形式的な判断を避け、いじめを受けた児童の立場に立って判断する。
- けんかや悪ふざけであっても、受け手が苦痛を感じている場合はいじめとして取り扱う。

3. 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第 28 条）

① いじめ重大事態とは、「いじめにより、本校児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」をいう。

② 不登校重大事態とは、「いじめにより、本校児童が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

第２章 いじめ防止対策等の組織構成

本校におけるいじめ防止等の対策を実効的に推進するため、最高意思決定機関としての「いじめ防止対策委員会」と、日常的な児童支援とその必要の早期発見を担う実務定例組織としての「児童支援委員会」を設置し、層状の組織対応体制を構築する。

1．いじめ防止対策委員会（法第 22 条に基づく学校いじめ対策組織）

〔構成〕校長（委員長）、副校長（副委員長）、教頭、主幹、教務主任、生活指導主任、チーム長、副チーム長、該当学年担当、養護教諭、個別支援コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）

〔役割〕いじめ防止基本方針の改定、重大・緊急事案発生時の重大性判断と対応方針の決定、組織全体の統括をする。

2．児童支援委員会（月 1 回開催・実務定例組織）

〔構成〕管理職（副校長・教頭のいずれか、および主幹教諭）、生活指導主任、チーム長、養護教諭、個別支援コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）

〔役割〕

(ア)**定例情報集約**：各学年の気になる児童の言動、人間関係の変化、アンケート（生活・hyper-QU）結果の多角的共有

(イ)**アセスメントと支援計画作成**：個別の感情・発達特性・人間関係に即した具体的な支援策・指導策の検討

(ウ)**継続的な PDCA（対応策の見直し）**：支援の進捗確認、手立ての軌道修正、および「いじめ防止対策委員会」への定期報告

第３章 いじめ防止等に対する具体的な取組

1．未然防止（いじめを容認しない学校・学級風土づくりと教職員の専門性向上）

- **SEL（社会性と情動の学習）を基盤とした日常的指導**
 自分の感情を認識・コントロールし、他者への共感や建設的な人間関係を築く力を身につける学習（SEL）を取り入れ、日常的な教育活動の中で児童の「感情リテラシー」を育む。（参考：生徒指導提要）

- **デジタル・シティズンシップ教育を軸とした情報リテラシー教育**
 単なるネットの規制にとどまらず、ICT 機器を自律的・倫理的に活用する主体の育成を目指す「デジタル・シティズンシップ教育」を展開し、オンライン空間における責任ある行動を指導する。

- **コミュニケーション能力の育成**
 体験型のワークショップやグループワークを定期的に導入し、言葉による適切な意思表示や違いの受容、良好なコミュニケーション能力を育む指導を推進する。

- **教員の専門的知識・スキルの向上（校内研修の充実）**
 生活指導主任や個別支援コーディネーターを中心として、児童の発達特性や感情の動きへの理解を深める校内研修を定期的に実施する。教員一人ひとりのアセスメント力や関わり方のスキルを高め、組織的かつ専門的な指導体制を構築する。

- **多面的な学びの場の定期開催（児童・保護者・教職員）**
 人権教育、性教育、いじめ防止等について、児童だけでなく、保護者も対象とした講演会・研修会等を定期的に開催し、学校と家庭が密に連携した環境を醸成する。

- **校訓に基づく道徳・人権教育および性教育の推進**
 校訓「誠実・信頼・奉仕」に基づき、生命の尊厳、個性の尊重、多様性の理解を深める道徳・人権教育や性教育を実践する。

2. 早期発見（小さな変化や兆候の客観的・多角的な把握）

- **生活アンケート（毎学期 1 回）と hyper-QU アンケート（年 2 回）の多角的分析**
 毎学期の生活アンケートで児童の SOS を直接拾い上げるとともに、年 2 回の hyper-QU アンケートにより学級内の人間関係や心理的安全性を測定する。また、必要に応じていじめアンケートも実施し、実態把握に努める。

- **「児童支援委員会（月 1 回）」におけるすり合わせ**
 アンケート結果や教員の日常的な観察・見取りを「児童支援委員会」に持ち寄り、個別の感情面・発達的特性を考慮した多角的なアセスメントを行う。教員の主観だけに頼らない客観的で緻密な見立てを行う。

- **定期的な個人面談・保護者面談の充実**
 毎学期、全児童との「定期面談」を実施し、個別に SOS を発信できる機会を担保します。保護者面談を通じて家庭での状況共有も徹底する。

3. 早期対応・支援（個別の感情や発達に即した組織的対応）

- **チーム長・個別支援コーディネーター・SC を中心とした迅速な対応**
 疑いのある事案や支援が必要な児童については、チーム長、個別支援コーディネーターおよび SC が中心となり、児童の感情や発達段階に配慮した「個別支援・指導プラン」を即座に策定・実行する。

- **被害児童の徹底した保護と支援**
 - 直ちに安全を確保し、複数の教員（養護教諭・SC・個別支援コーディネーター等）で寄り添い、決して一人にさせない。
 - 被害児童・保護者の思いを丁寧かつ真摯に傾聴し、秘密保持を約束する。
- **加害児童への指導と個別の再発防止指導**
 - 事実関係を正確に把握した上で、いじめが許されない行為であることを理解させ、誠意ある謝罪と反省を促す。
 - 背景にある不安・ストレス・感情コントロールの課題や発達的側面に目を向け、SEL の視点を取り入れた個別の再発防止指導を行う。
- **解消の判断基準**
 いじめ行為が止んでいる状態が「少なくとも３か月」継続し、かつ被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、児童支援委員会・いじめ防止対策委員会が客観的に確認できた場合に「解消」と判断する。

4. 重大事態への対応

- 重大事態が発生したと認定した場合、直ちに学園本部および所轄庁（埼玉県学事課）へ報告する。
- 校内の「いじめ防止対策委員会」を基に、外部専門家（弁護士・臨床心理士等）を加えた「いじめ重大事態調査委員会」を設置し、事実関係を全容解明するための調査を実施し、当該重大事態への対処及び再発防止策を講じる。

第 4 章 取組に対する検証および見直し（PDCA サイクル）

本校では、月次の PDCA と、学期・年間の PDCA を組み合わせて各取組の実効性を高める。

1．月次 PDCA（児童支援委員会）

毎月、支援対象児童の経過観察、対応策の効果検証、指導計画の更新を実施。

2．期別・年次 PDCA（いじめ防止対策委員会）

年 2 回、各種アンケート（生活・hyper-QU・いじめ）データ、認知・解決件数、校内研修の効果を全体評価し、年度末に本方針および取組の改定を行う。

第５章 いじめの発見・認知・対応フローチャート

